

第7回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和2年5月1日（金）
午前11時から
場 所 本庁舎13階 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1） 県内・市内における感染者等の状況について
- （2） 市主催イベント・行事等に関する基本方針について
- （3） 市有施設の休館について
- （4） 各局からの周知事項

3 その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症における香川県内（高松市内）の発生状況等について

１ 県内（市内）における現在の感染者数：累計２８人

【４月２９日（水）現在】

３月１７日（火） 県内 １例目の発生
 ３月３０日（月） 〃 ２例目の発生（市内１例目）
 ４月 ８日（水） 〃 ３例目の発生（ 〃 ２例目）
 ４月１０日（金） 〃 ４例目の発生（ 〃 ３例目）
 ４月１２日（日） 〃 ５～８例目の発生（ 〃 ４～６例目）
 ４月１３日（月） 〃 ９～１９例目の発生（ 〃 ７～１７例目）
 ４月１４日（火） 〃 ２０例目の発生（ 〃 １８例目）
 ４月１５日（水） 〃 ２１例目の発生（ 〃 １９例目）
 ４月１６日（木） 〃 ２２例目の発生（ 〃 ２０例目）
 ４月１７日（金） 〃 ２３、２４例目の発生（ 〃 ２１例目）
 ４月１８日（土） 〃 ２５例目の発生
 ４月１９日（日） 〃 ２６例目の発生
 ４月２０日（月） 〃 ２７、２８例目の発生

２ 県内（市内）におけるPCR検査結果

【４月２９日（水）現在】

	PCR検査陽性者			PCR検査 実施人数
	現在も入院	入院予定	退院	
２８（２１）	１９（１４）	０（０）	９（７）	１,６１３（８２９）

３ 県内（市内）における相談件数

【４月２９日（水）現在】

一般相談件数							帰国者・接触 者相談センタ ー受診相談 件数
県民・ 市民	医療 機関	行政 機関	企業	観光 旅館	その他	計	
７,９０３ （３,０４８）	５８１ （２５９）	３１８ （６６）	７０６ （２５１）	５１ （１９）	２７６ （４７）	９,８３５ （３,６９０）	５,９１４ （２,４９０）

議題（２）**本市主催のイベント・行事等に関する基本方針について****１ これまでの対応**

令和２年２月２６日開催の「第１回高松市感染症対策拡大本部会議」において、国の専門家会議の内容や他都市の事例を参考に適用期間を３月１５日までとした、本市主催のイベント・行事等の開催基準を策定した。その後、この基準の適用期間の終期を３月３１日、４月５日と２度にわたり延長し、４月３日には、専門家会議の提言内容や本市の現状を踏まえ、開催基準を大幅に見直した。

その後、令和２年４月１６日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が全国に発令されたことに伴い、これまでの開催基準を廃止し、市主催のイベント・行事等は原則、中止又は延期することとした、本市主催のイベント・行事等に関する基本方針を４月２０日付けで策定した。

２ 今後の対応

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は、５月６日までとなっているが、昨日、政府が全都道府県を対象に１か月程度、延長する方向で調整を進めているとの見解を示したことや、３月の連休にかけて全国的に警戒が緩み感染が拡大した事例も見受けられたことから、ゴールデンウィーク後の感染状況も引き続き注視する中で、イベント・行事等の開催について判断する必要があるため、現行の基本方針を継続し、適用期間を５月３１日まで延長することとする。

なお、新たな国の専門家会議の見解や本市の状況などを踏まえ、必要に応じ、基本方針を見直すこととする。

３ 高松市主催のイベント・行事等に関する基本方針（令和２年５月１日改定）

別添のとおり

高松市主催のイベント・行事等に関する基本方針

令和２年４月２０日：策定

令和２年５月１日：改定

１ 基本的な考え方

本市主催のイベント・行事等については、令和２年４月１６日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が全国に発令されたことに伴い、原則、中止又は延期する。

２ 適用期間

適用期間は、令和２年４月２０日から令和２年５月３１日までとする。

３ 基本方針の見直し

国、県の動向や本市の感染者の状況等を踏まえ、この基本方針の内容や適用期間について、適宜、見直すものとする。

議題（３）

市有施設の休館について

１ 現在の対応

本市の市有施設については、令和２年４月１６日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が全国に発令されたことに伴い、市民が生活を維持するために必要不可欠な施設等を除き、原則、４月２２日（水）から５月６日（水）までの間、休館することとしている。

２ 今後の対応（案）

議題（２）の「市主催イベント・行事等に関する基本方針」の見直しを踏まえ、市有施設の休館の期間についても５月３１日（日）まで延長する。

新型コロナウイルス感染拡大予防のための時差出勤実施要領【5月1日改正】

1 目的

全国的な新型コロナウイルス感染症の発生に対し、時差出勤を行うことで通勤混雑時間帯における通勤の回避、勤務時間中の執務室内の密集度軽減を図ることにより職員への感染予防を目的とする。

2 実施期間

令和2年4月22日（水）から~~令和2年5月6日（水）~~まで

令和2年6月5日（金）

※実施期間については、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮した上で、延長する場合がある。

3 対象職員

業務の性質上、時差出勤が可能な全職員（会計年度任用職員を含む）

4 実施内容

通常勤務に加え、以下の形態による時差出勤を可能とする。

※窓口における受付時間等是不変しない。

勤務形態名称	勤務時間
時差勤務A	午前7時から午後3時45分まで
時差勤務B	午前7時半から午後4時15分まで
時差勤務C	午前8時から午後4時45分まで
時差勤務D	午前9時から午後5時45分まで
時差勤務E	午前9時半から午後6時15分まで
時差勤務F	午前10時から午後6時45分まで

※短時間勤務職員についても、職務内容に応じて時差勤務A～Fの始業時間に合わせて、勤務時間の変更を可とする。

※昼休憩の時間については、原則正午から午後1時までとするが、これにより難しい場合は、所属長が当該職員の休憩時間を変更できるものとする。

5 出勤簿修正（正規職員のみ）

実施する職員の勤務形態（出勤簿）については、庶務管理システムの出勤簿修正画面から修正するものとする。

6 その他

- (1) 所属の状況に応じて、対象職員に4の勤務時間等を割り振るものとする。
- (2) 所属内において、適宜「計画表」及びグループウェアのスケジュール機能を活用して実施状況を共有するものとする。

7 実績報告

期間中、所属ごとに日次で時差勤務の実施者数を確認し、別に周知する方法により人事課宛に報告するものとする。

8 その他の感染予防に関する取組み

この他、同一週内で週休日を振り替え、土日に勤務することで平日の出勤者数を分散させるなどの取組みについても、可能な職場から実施を検討することとする。

新型コロナウイルス感染拡大予防のための在宅勤務実施要領【5月1日改正】

1 目的

市民サービスの低下を招かない範囲で、職員が在宅で勤務することで、職場で勤務する職員数を減らし、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクを軽減することを目的とする。

2 対象所属

在宅勤務可能な全所属（会計年度任用職員を含む）

※所属ごとの業務継続計画に基づき、業務の優先順位を踏まえ、各所属の職員数の半数を上限として、判断する。

※万一職場で感染が発生した場合も業務が継続できるよう、在宅勤務は交代により従事することが望ましい。

※特に預け入れの自粛となった保育施設や休校中の小中学校の保護者、妊娠中、介護中の職員は積極的に利用を促すもの。

3 実施期間

令和2年4月22日（水）から~~令和2年5月6日（水）~~まで

令和2年6月5日（金）

※実施期間については、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮した上で、延長する場合がある。

4 在宅勤務者の業務について

所属ごとに、在宅勤務の実施に係る情報セキュリティ対策基準上の留意点に基づき、持ち出し可能な情報等をもって、自宅で行うことのできる業務を選別する。

5 出退勤について

勤務開始及び勤務終了時点で、電子メール・電話等により所属に報告し、所属側で庶務管理システムにより出勤確認を行う。

6 在宅勤務上の留意点

- ・勤務時間中は業務に関連するもの以外、自宅から外出しないこと。
- ・私用により、やむをえず外出する場合は年次休暇による対応を行うこと。
- ・時間外勤務は禁止とする。
- ・職場からの連絡に常に対応できる状態とし、緊急の出勤が可能な体制を整えること。

7 実績報告

期間中、所属ごとに日次で時差勤務の実施者数を確認し、別に周知する方法により人事課宛に報告するものとする。

高松市新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別対策の概要

① 新型コロナウイルス感染症特別対策テナント賃料給付金（仮称）の支給（産業振興課）

国の持続化給付金の対象となる、売上が大きく下落した中小企業・個人事業主等に10万円を上限として、家賃相当額を給付

② 新型コロナウイルス感染症特別対策宿泊業応援金（仮称）の支給（産業振興課）

特に大きな影響を受けている宿泊業者のうち、ホテル・旅館に30万円、簡易宿泊所に10万円を給付

③ 小規模事業者向け融資制度の融資対象者の要件緩和、及び実質無利子・無担保化の実施（産業振興課）

資金繰りが更に悪化している小規模事業者への支援として、実質無利子・無担保化で6年間融資

④ ひとり親家庭等への臨時特別給付金（仮称）の支給（こども家庭課）

ひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯を対象に一世帯当たり2万円の給付金を支給

5. 住宅を失った方に対する市営住宅の提供（市営住宅課）

解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方に、原則6か月以内で、最長2年間、市営住宅を提供

6. 特別定額給付金（仮称）の給付

【総務省特別定額給付金コールセンター】

○電話番号 03-5638-5855

○対応時間 9:00～18:30（土、日、祝日を除く）

国の制度の詳細が決まり次第、支給に向けて加速

7. 公租公課等の猶予や減免措置（納税課、国保・高齢者医療課、介護保険課）

市税や国保料などの支払いについて、一定の条件下、猶予措置や減免措置の実施

**市民の皆様には、感染拡大を防止するために、これまで以上に
不要不急の外出自粛の徹底を改めて強くお願い申し上げます！**

今後のスケジュール

事業		5 月			6 月			7 月		
特別定額 給 付 金	オンライン 申 請	受付開始 (5/1～8/24)			随時受付					
		★ 給付開始 (5/11～)			随時給付					
	郵 送 申 請	申請書発送 (5/22) ◆ 受付開始 (5/25～8/24)			随時受付					
		★ 給付開始 (5/29～)			随時給付					
テナント賃料給付金		▼ 受付開始 (5月中旬～7月末)			随時受付					
		★ 支給開始 (5月下旬～)			随時支給					
宿泊業応援金		▼ 受付開始 (5月中旬～7月末)			随時受付					
		★ 支給開始 (5月下旬～)			随時支給					

① テナント賃料給付金の支給（産業振興課）

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が縮小し、入居するテナント賃料の支払いが困難な事業者に対し、今後の経営維持等を支援するため、テナント賃料の一部について、給付金を給付する。

(2) 対象事業者

- ① 市内に本社等を有する中小企業等又は市内に住所を有する個人事業主
- ② 国の持続化給付金の給付決定を受ける者

(3) 支給対象テナント

対象事業者が賃貸借契約により、事業用として借り受けている県内に所在する建物の月額賃料

(4) 支給額

申請月のテナント賃料月額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（10万円を上限）

（※テナント賃料には、共益費・管理費・敷金・礼金・駐車場代を含まない。）

(5) 補正額 5億1,000万円（※5,000件程度を想定）

(6) スケジュール

5月臨時会での補正予算成立後、速やかに申請受付を開始し、5月末頃からの支給を目指す。

② 宿泊業応援金の支給（産業振興課）

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入国制限や往来自粛等、人の移動の制限によって、特に大きな影響を受けている宿泊業者に対して、本市における観光業の重要性に鑑み、応援金を給付する。

(2) 対象事業者

市内の宿泊施設を経営する法人及び個人事業主

(3) 支給額（1施設当たり）

○旅館・ホテル 30万円 ○簡易宿所 10万円

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する「店舗型性風俗特殊営業」に係る宿泊施設を除く。

(4) 補正額

5, 200万円（※宿泊施設数 約260）

(5) 実施時期

5月臨時会での補正予算成立後、速やかに申請受付を開始し、5月末の支給を目指す。

高松市立学校の臨時休業期間の延長についての方針

令和2年5月1日

高松市教育委員会

高松市教育委員会の対応方針

○ 市立小・中学校について

臨時休業期間を延長する

臨時休業期間：5月11日（月）～5月24日（日）とする。

※臨時休業期間中 部活動は自粛し、5月25日（月）から再開する。

児童の健康保持の観点から、引き続き、市立小学校においては、平日の午後1時から4時の間、運動場を開放する。

○ 高松一高について

県立学校に準じる

○ 臨時休業を延長する理由

本県独自の緊急事態宣言が継続中であり、全国を対象にした国の緊急事態宣言は継続が議論されており、合わせて発令されている中での学校再開は困難である。

○ 休業期間中の対応

5月11日（月）からの後、本県もしくは本市において新たな感染者が確認されなかった場合や、本県独自の、あるいは国の緊急事態宣言が解除された場合、その時点での全国の感染状況等も踏まえ、延長2週目である18日（月）からの週において、希望者による臨時登校日を校長の判断で設定することを認め、25日（月）からの学校再開に向けた準備としての取組を行う。

高松市立学校における授業時間の確保について

令和2年5月1日
高松市教育委員会

昨年度末から続く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業において、失われた授業時間を次のような方法を併用して確保することとする。

- 1 夏季休業日を短縮し、授業時間を確保する。
7月21日（火）～7月31日（金）を授業日とする。
8月20日（木）～8月24日（月）を授業日とする。
（8月25日からは、本市においては従来から第2学期としている）
※この間の給食の提供については、現在調整中
- 2 1日の授業時間数について、従来の最大6校時までを7校時までとする時間割を、週に2日若しくは3日間、年間を通じて設定し、授業時間を確保する。
- 3 学校や教育委員会が行う行事を縮小、あるいは中止し、授業時間を確保する。
例：運動会、宿泊学習、教育文化祭など

なお、臨時休業が更に延長となった場合には、さらなる夏季休業日の短縮や、冬季休業日の短縮、7校時までの授業日を増やすことなどにより対応する。

市民の皆様へのメッセージ
～5月2日からの連休を前にして、緊急のお願い～

令和2年5月1日

国が新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を全国に拡大してから、約2週間が経過しました。

本市におきましては、4月18日以降、新たに感染した方は確認されておきませんが、県内の医療体制は依然としてひっ迫しており、更なる感染拡大防止に、行政と市民の皆様が一丸となり、全力を挙げて、取り組まなければなりません。

明日からは5連休です。この連休をどう過ごすかで、今後の展開が大きく変わってくると言われています。

そこで、市民の皆様には、改めて、次の4つの点に留意されるよう、お願いします。

- ① 不要不急の外出を控えてください。
- ② 帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することを控えてください。
- ③ 「密閉、密集、密接」の「3つの密」は、徹底して避けてください。
- ④ 心と体の健康を維持するための行動にも心掛けてください。

ご自身や家族、大切な方の命を守るため、そして、医療現場を助け、私たちのまちを守り、一日も早く、平穏な日常を取り戻すため、市民の皆様には、大変、御不便をお掛けしますが、更なる御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

高松市長 大西秀人